

令和元年度 第4回 政策調整会議 会議録

◆開催日時:令和元年7月9日(火) 09:30~10:15

◆開催場所:第2委員会室

◆出席委員:小山副市長、土佐副市長、樋口教育長、残総合政策部長、寒川総務部長、坂井財務部長

◆審議事項

・公の施設の使用料改定について……………行財政改革課⇒承認

◆審議概要

『公の施設の使用料改定について』

〈説 明 者〉渡邊財務部理事、新内行財政改革課長、滝石行財政改革担当主幹、
北川担当員、濱口担当員

〈他出席委員〉春木市民環境部長、濱上保健部長、津村福祉部長、
大西魅力創造部長、藤原生涯学習部長

◎付議依頼書に基づき説明

◎説明後、質疑応答

〈総 務 部 長〉目的外使用料と公の施設の使用料とがあり、営利というと目的外使用のイメージを受けるが、今回は、基本的には公の施設の使用料として設定し、例えば敷地内に電柱を立てるといったことについては目的外使用とするという理解でよいか。

〈滝石担当主幹〉そのとおり。営利利用については、条例に基づく公の施設の使用料、規則の使用許可に伴う使用料ということで整理をし、行政財産の目的外使用許可に係る使用料については公有財産規則に基づき徴収する。

〈総 務 部 長〉指定管理者は目的外使用許可を出せないが、公の施設の使用料ということであれば、営利利用についても指定管理者が直接許可を出せるということか。

〈滝石担当主幹〉そうである。

〈総 務 部 長〉使用料の積算根拠として、負担費用の内訳の中に採算性、公的関与の必要性と費用負担でA~Eというランク分けがあり、変動費用と固定費用で分けて、それぞれどこまでの負担を求めるか、これに基づいて積算をしたという理解。その中で、各公民館や福祉センター、保健センター等施設によって建築年度が違う。そういったものに関しては、減価償却は年数につれて減ってくると思うが、それも反映させた形で原価計算したのか。

〈滝石担当主幹〉そういったものはできるだけ平準化するように配慮をしている。減価償却については各年同じ金額としている。

〈土佐副市長〉営利利用について、要件緩和ということだが、営利利用であれば減免の査定を厳しくするということか。

〈滝石担当主幹〉営利利用について、これまで減免の対象外としており、それは今後も変わらない。営利企業については、3倍の割増使用料を徴収することになる。施設によって運用は異なるが、現

状、営利利用を認める場合というのが、営利企業の会議程度と、かなり限定的な施設もある。営利企業でも、例えば公民館等で演奏会や映画上映といった公益性を有する事業活動に使用する場合もあるので、そういったことには利用できるようにする。

〈土佐副市長〉利用要件を緩和したということか。

〈滝石担当主幹〉そうである。また、非営利団体の販売行為、例えば、講演会後の販売、個展をしたときの絵画の販売などは現在全く認めていない施設が多いが、これも一定の要件のもとで認めていく。

〈土佐副市長〉条例改正などはいつの議会に諮るか。

〈滝石担当主幹〉9月の予定である。

〈土佐副市長〉令和2年度対象施設について今回改定するということだが、令和3年度・4年度・6年度対象施設については、来年度以降に検討するのか。

〈滝石担当主幹〉令和3年度の改定に係る条例改正案については、令和2年第2回定例市議会で提案したいと考えているので、今年度から進めていく。令和4年度以降の改定に向けた調整については、直近決算の施設の管理運用コストの実績に基づき原価計算を行うため、次年度以降段階的に調整していく。

〈小山副市長〉販売行為はどの範囲まで可能なのか。

〈滝石担当主幹〉例えば、講演会の著作物の販売でいうと、その学習効果を高めることに必要な範囲まで。また、非営利団体を想定しており、企業の販売行為については、一切禁止とする。条例でも、専ら営利を目的とする企業は認めないとしている。

〈小山副市長〉クラブの会員が描いた絵を欲しい方に一定の額で販売するなどといったこともできるのか。

〈滝石担当主幹〉問題ない。ただし、非常に多額の収益を得るとなると問題になってくるので、一定の制限を設ける。

〈小山副市長〉公民館等の貸室について、午前・午後・夜という3～4時間単位の貸し出しから、1時間単位に変更しているが、これにより利用者が利用しやすくなるという判断か。

〈滝石担当主幹〉実際利用されている方は、1時間半や2時間という方も多く、1時間単位の貸し出しにすることにより、よりたくさんの方に利用していただけるようになると思う。

〈小山副市長〉本内容で政策決定会議に諮ることとしてよいか。

【異議なし】

⇒本件、原案のとおり承認し、政策決定会議に付議する。

令和元年7月5日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 財務部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	公の施設の使用料改定について
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	平成 28 年 5 月に策定した岸和田市受益者負担基本方針に基づき、公の施設の使用料に係る受益者負担の適正化を図るため、令和元年第 3 回定例市議会に関連条例の改正案を提案するにあたり、当該改正内容について審議するため
説明者	渡邊財務部理事 新内行財政改革課長 滝石行財政改革担当主幹、北川担当員、濱口担当員
付議事項の概要	様式別紙に記載(必ず別紙様式をご提出ください。)

付議会議	令和元年度 第4回会議
付議事項	公の施設の使用料改定について

★取組の目的

対象	公の施設の利用者、市民
どのような状態を目指す	平成28年5月に策定した「岸和田市受益者負担基本方針」に基づき、統一した基準のもと、公の施設の使用料の適正化を進める。

★総合計画上の位置付け

202020103	基本目標	Ⅱ-2 適正で、分かりやすい行財政運営をする
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(2)持続可能な財政運営が行われている
	目指す成果	②自主財源が安定的に確保されている
	行政の役割	ウ 税外収入の確保に努める

★現状と課題

本市の公の施設の使用料については、統一的な算定基準に基づく料金設定がされておらず、使用料算定に係る客観的かつ明確な根拠が不十分であるという課題がある。この課題を解決するため、平成28年5月に策定した岸和田市受益者負担基本方針に基づく統一的な使用料の算定基準及び減額・免除の基準を、全ての公の施設に適用し、施設の利用者と非利用者の負担の公平性の確保に取り組む必要がある。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項	決算(見込額)		予算額	見込額				
	H29年度	H30年度	H31(R1)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
公の施設の使用料設定について段階的に検証・見直しを実施	0	0	0	1,500	未定	未定	未定	未定
財源内訳	国費							
	府費							
	起債							
	一般財源							
	その他							
事業費	計			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
			1,500	1,500	0	0	0	0

★当該事項に関連する人員増の必要性*

人員増の必要性		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
有	無					

★取組の効果を表す指標

指標名	単位	H29年度	H30年度	H31(R1)年度	目標値				
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①									
②									

※事業費及び人員を確約するものではない。